

# ハイランド二丁目自治会規約

(制定)平成23年3月10日

(改定)平成26年5月30日

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、ハイランド二丁目自治会と称す。

(区 域)

第3条 本会の区域は、横須賀市ハイランド2丁目とする。

(主たる事務所の所在地)

第4条 本会の主たる事務所は、神奈川県横須賀市ハイランド2丁目31番1号に置く。

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。

2 本会の区域内に所在する事業所及び本会が認めた団体等は賛助会員となることができる。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長あて提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒まない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 すでに納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

(退 会)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長あて提出するものとする。

2 会員が死亡し、又は区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

(世帯代表会員)

第9条 世帯代表会員は、会費を納入している世帯を単位として、当該世帯の会員を代表する者で、総会の都度1名を定めるものとする。

## 第3章 役 員

(役 員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

- (2) 副会長 1名以上4名以内
- (3) 部長 3名以上10名以内
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

3 監事はその他役員を、会長は会計を相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 部長は、会長、副会長を補佐し、本会の部所を分掌する。

4 会計は、本会の金銭出納について分掌する。

5 監事は、地方自治法第260条の12の職務を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、世帯代表会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

## 第4章 総会

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が地方自治法第260条の12第4号の規定により招集するとき。

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があった時は臨時総会を60日以内に招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した世帯代表会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、世帯代表会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した世帯代表会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない世帯代表会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の世帯代表会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した世帯代表会員とみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 世帯代表会員の現在数

(3) 出席した世帯代表会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第24条 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員 $\frac{2}{3}$ 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、14日以内に開催しなければならない。

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第29条 役員会の議事は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会における書面表決)

第30条 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第31条 第22条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」と、「世帯代表会員」とあるのは「役員」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て定める。

2 本会の資産で第32条第1号の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において世帯代表会員の4分の3以上の議決を要する。

3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第36条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第37条 本会が資金の借入れをしようとするときは、総会において、世帯代表会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において、世帯代表会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横須賀市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 破産
- (2) 横須賀市長の認可取消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員の欠亡

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、世帯代表会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、本会と類似の目的を有する団体に寄附する。

## 第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録と資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておくものとする。

(委任)

第41条 この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成23年3月10日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立認可のあった年の年度末までとする。
- 3 この会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から年

度末までとする。

- 4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

# ハイランド二丁目自治会規約施行細則

(制定) 平成23年3月10日

(改定) 平成 年 月 日

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 ハイランド二丁目自治会規約(以下「規約」という)第41条に基づき、規約施行細則についての必要な事項を定める。

(活 動)

第2条 本会は、規約第1条に定める目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 防犯・防災並びに生活環境の向上に資する活動
- (2) 親睦と文化および福祉の向上に資する活動
- (3) 近隣地域の各種団体に対する協力活動
- (4) 行政官庁との連絡および伝達活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要と認める活動

## 第2章 会 員

(入退会の手続き)

第3条 本会に入会しようとする者は、様式第1号の入会申込書を会長あてに提出する。

2 本会を退会しようとする者は、様式第2号の退会届を会長あてに提出する。

(賛助会員)

第4条 規約第5条2項に定める賛助会員は、総会等における表決権を有しない。

(会 費)

第5条 規約第7条に定める会費は自治会費と街路防犯灯費の2種類とし、額は総会において別表1の通り定める。

2 街路防犯灯費は、ハイランド二丁目に居住し、本会に入会していない世帯からも徴収する。

(会費の徴収)

第6条 会費は世帯単位とし、原則として1期3箇月分を年4回徴収する。

(会費の納入)

第7条 会費は、会員となった翌月より納入することとし、年度途中の退会会員の会費は自治会への寄付金として返却しない。

(会費の減免)

第8条 会員は特別な事情がある場合、会費減免を申し出ることができる。

2 会員から会費の減免の申し出があった場合、会長はその実情を調査して、役員会の承認を得て減免することができる。

## 第3章 組織と職務

(会の組織と職務)

第9条 第2条に掲げた活動を円滑に行うために次の各部を置き、その職務を、下記のとおり

定める。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 総務部   | 本会の会員世帯数の管理、公文書の作成と管理および下記に属さない会務全般に関する事項 |
| (2) 会計    | 会全般の担当範囲の経理および財産管理に関する事項                  |
| (3) 環境衛生部 | 生活環境の維持向上、資源回収等に関する事項                     |
| (4) 防災部   | 地域の災害予防活動および防災資機材管理等に関する事項                |
| (5) 防犯部   | 地域の安全活動および防犯情報の収集と伝達、啓発に関する事項             |
| (6) 広報部   | 会員への広報紙誌、回覧紙の配布等に関する事項                    |
| (7) 文化部   | 各行事の企画・実施、その他親睦、文化活動推進に関する事項              |
| (8) 福利厚生部 | 会員の保健衛生・福利厚生、福祉向上に関する事項                   |

2 原則として各部に副部長および部員を置く。

3 必要に応じて、部活動を推進する自主組織を置くことができる。

(監 事)

第10条 監事は規約第11条5項にもとづき、次の職務を行う。

- (1) 本会の会計および資産の状況について監査する。
- (2) 会長、副会長およびその他の役員の会務執行を監査する。
- (3) 会計および資産の状況または会務執行について、法令若しくは規約に違反し、または著しく不当な事項があるときは、これを総会に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求する。

2 監事は、役員会および班長会に出席して意見を述べることができる。

(顧 問)

第11条 規約第10条に定める役員のほか、会長が必要と認めた場合、本会に顧問を若干名置くことができる。顧問は会長の委嘱により就任する。

顧問は、会長から相談を受けたとき適切な助言を行うものとする。

(班の編成)

第12条 本会の円滑な運営を図るために、会員の世帯を地区別に分けし班を形成する。

第13条 班の規模は、会員相互の密なる連絡が可能で、会の運営に支障を生じない範囲とする。

(班長の選出と職務)

第14条 班毎に班長を選出する。班長は班を代表し、次の職務を行う。

- (1) 班内会員への各種連絡
- (2) 班内会員の意見集約
- (3) 班内会員の会費集金と納入
- (4) 所属する各部の会務

(班長の所属)

第15条 班長は、次のいずれかの部に所属する。

- (1) 環境衛生部
- (2) 防災部
- (3) 防犯部
- (4) 広報部



(5) 文化部

第16条 原則として各部毎に所属する班長から副部長を互選し、会長が委嘱する。副部長は、部長に事故ある場合はこれを代行する。

(班長の任期)

第17条 班長の任期は1箇年とする。但し再任は妨げない。

(選挙権および被選挙権)

第18条 会員の選挙権および被選挙権は、所属する1世帯をもって1個とする。

(役員および顧問の選任)

第19条 規約第10条2項に基づき、本会の役員は下記の方法によって選出する。

- (1) 暦月1月に役員選考委員会を発足し、会長選挙を告示する。
- (2) 告示後20日間に亘り、会長立候補者を受付ける。
- (3) 立候補者が複数以上ある場合は選挙を行う。立候補者がいない場合は、役員選考委員会において会長候補者を選出し、総会の承認を得て決定する。
- (4) 副会長、会計、各部部長、監事、顧問は会長が委嘱し、総会の承認を得て選任する。
- (5) 役員選考委員会は、当該年度の各部長で構成し、総務部長が委員長を務める。
- (6) 選挙の場合は、投票方法など詳細を別途定め、班長会の承認を得て行うものとする。

## 第4章 総会

(総会付議事項)

第20条 規約第15条に基づき、総会には次の事項を付議する。

- (1) 前年度決算報告及び事業報告
- (2) 新年度予算及び事業計画
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の変更
- (5) 施行細則の変更
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(表決権)

第21条 世帯代表会員は総会において各々1個の表決権を有する。

2 規約第21条に基づき、書面をもって表決する世帯代表会員は「議決権行使書」を、他の世帯代表会員を代理人として委任する場合は「委任状」を、総会開催日の前々日までに会長へ提出する。

(総会の委任)

第22条 規約第21条に定める委任の方法は次の通りとする。

- (1) 代理人欄に記載のない場合は、会長を代理人として委任したものとする。

## 第5章 役員会および班長会

(役員会)

第23条 役員会は、規約第24条および施行細則第2条にもとづく事項を審議決定する。

2 役員会は担当する会務を実務処理するほか、拡大役員会および班長会において運営等に関する

る事項を審議する。

(拡大役員会)

第24条 拡大役員会は、役員および会長が必要と認めた二丁目内地域団体の関係者で構成し、原則として月1回開催する。

2 拡大役員会は会長が議長を務め、緊急を要する場合には会長が臨時に召集することができる。

3 拡大役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会および班長会に提出を必要とする事項

(2) その他、運営に関する会務執行に必要な事項

(役員の兼務)

第25条 本会の事業に関連する組織の役員は、役員会の承認を得て本会の役員が兼務することができる。

(班 長 会)

第26条 班長会は、役員および班長で構成し、原則として月1回開催する。

2 班長会は会長が召集し、議長を務める。

3 班長会の成立は、全班長の3分の2以上の出席を要し、出席班長の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

4 役員は、表決権を持たないものとする。

5 班長会には、次の事項を付議する。

(1) 本会の活動および運営に関する事項

## 第6章 資産、事業計画等

(会 計)

第27条 本会は、会費および市からの交付金、補助金、奨励金ならびに資産から生ずる収入その他の収入によって運営する。

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第29条 本会の収支に関する予算および決算ならびに街路防犯灯費にかかる個別会計は、役員会が統括管理し、そのために必要な事務手続等を行う。

(経 費)

第30条 規約第33条3項に基づき、会務に必要な経費を支給する。

(1) 会の役員、その他関係者は無報酬とする。但し会務処理に要する実費は支給することができる。

(2) 自治会活動により出張、研修等に参加したときは、別表2により交通費を支給することができる。

(慶弔金)

第31条 会員および同居家族に弔事が生じた場合、別表3により弔慰金を贈呈し、弔慰を表する。

2 役員会が必要と認めた場合には、慶祝金を贈呈することができる。この場合、班長会の承認を得るものとする。

## 第7章 細則の変更

(細則の変更)

第32条 この施行細則を変更する場合は、総会において、出席した世帯代表会員の過半数以上の同意を得なければならない。

## 第8章 雑則

(助成)

第33条 本会は、第2条に定める目的を達成し、自治会活動の円滑な遂行をはかるため、役員会が必要と認めた場合には、二丁目地域団体に対し助成する事ができる。この場合の必要事項については班長会の承認を得るものとする。

(会務の委託)

第34条 本会の目的の遂行および運営において、第9条で定める本会組織で処理できない問題および事態が生じた場合には、専門部会または外部等にその調査研究もしくは処理を委託することができる。この場合の必要事項については、役員会の承認を得るものとする。

(委任)

第35条 緊急を要する事項については、会長は役員会の同意を得て処置することができる。この場合の必要事項については、班長会の事後承認を得るものとする。

第36条 施行細則に定めのない事項については、役員会で協議決定の上処置する。この場合の必要事項については、班長会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本施行細則は、平成23年3月10日から適用する。  
(平成23年1月 通常総会承認)

附則

- 1 本施行細則は、平成 年 月 日から適用する。  
(平成 年 月 通常総会承認)

別表1（規約施行細則第5条関係）

（改定）平成24年5月13日

## 1. 自治会費

### (1) 会費

区分	一般世帯	母子、父子世帯	単身世帯
会費	450円／1ヶ月	300円／1ヶ月	300円／1ヶ月

(2) 母子、父子、単身世帯にあつては、該当者より申告がなされた場合のみとする。

## 2. 街路防犯灯費

### (1) 内訳

街路防犯灯費、防犯車両経費、防犯カメラ維持管理費等の合計

### (2) 費用

1世帯あたり1ヶ月一律200円とする。

(3) 街路防犯灯費は、ハイランド2丁目に居住し、本会に入会していない世帯からも徴収する。

別表2（規約施行細則第30条関係）

## 1. 交通費

### (1) 支給額

区分	居住地周辺 (除くハイランド)	横須賀市内	その他の地域
支給額	500円	1,000円	実費

別表3（規約施行細則第31条関係）

## 1. 弔慰金

### (1) 贈呈額

一律5,000円とする。